正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）附則第二条の規定により読み替えて適用される特例年金政令第二十五条の二第一項の規定に基づく請求であって、同項ただし書の規定により、平成二十三年三月三十一日にその請求期間が満了するもの

十三　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第八条第一項の規定に基づく同法第四条第一項の交付金の交付の申請であって、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十四条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日にその申請期間が満了するもの

岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域に住所を有する者

平成二十三年八月三十一日

○国土交通省告示第六百十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年五月二十七日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月八日

一　適性診断を実施する者の名称
株式会社苫小牧ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地
北海道苫小牧市拓勇東町八丁目六番地の二十七

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こした時に交通事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしやすい特性等を参考として運転者の運転行動の改善に関する必要な助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動につき留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第六百十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年五月二十七日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月八日

一　適性診断を実施する者の名称
株式会社苫小牧ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地
北海道苫小牧市拓勇東町八丁目六番地の二十七

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こした時に交通事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしやすい特性等を参考として運転者の運転行動の改善に関する必要な助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において、事業用自動車に乗務するために初めて事業用自動車に乗務する前三年間に当該適性診断を受診したことがある者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動につき留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動につき留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動につき留意すべき点に関する助言及び指導を行う。